

北海道で農業用に使用する自家用貨物自動車の 車検期間延長等に関する要請

北海道の農業は、食料の安定供給や国土・環境の保全など多面的機能を発揮するなど重要な役割を果たしています。しかしながら近年、TPPなど自由貿易交渉の進展や農産物価格の低迷などで、経営は大変厳しい環境にあります。

経営規模が大きい本道では、農業用に使用する自家用貨物自動車を1戸で複数台所有しており、年1回の車検に要する費用も負担となっております。このため本連盟は、都府県に比べ雪に覆われる農閑期が長く、使用期間や走行距離が短い実態などを踏まえ、農業用貨物自動車の車検期間の延長を長年にわたって国などに求めてまいりました。

このほど北海道フード特区の特例として、農業用貨物自動車の車検期間伸長が取り上げられ、26年4月から十勝管内において「農業経営改善自家用貨物自動車活用事業」がスタートしました。しかし、事業開始から1年が経過したものの、データ収集に必要となる調査表の回収数は、目安とされる1万台を大幅に下回っております。活用事業について、農業者等に対する再度の説明や広報活動、関係団体等に対する協力体制の再構築、申請書類など事務手続きの簡素化などの改善が必要とされています。

つきましては、事業を円滑に進め、速やかなデータの集積と調査・分析が行われ、道内全域で農業用に使用する自家用貨物自動車の車検期間が延長できるよう、下記事項を要請いたします。

記

1. 北海道において農業用に使用している自家用貨物自動車（8ト未満の中型自動車）について、使用実態などを十分考慮して、車検期間を自家用乗用自動車並み（初回3年、以降2年）に延長すること。
2. 北海道フード特区で行われている「農業経営改善自家用貨物自動車活用事業」について、車検期間伸長に用いるデータ収集が可能な限り短期間でスムーズに行なわれるよう事業内容等を改善すること。

(1). 認定農業者等に対して事業に関する説明会開催など広報・普及活動を強化するとともに、市町村、農協、指定整備事業者など関係機関・団体に再度、事業への理解と協力を求めること。

(2). 事業申請に要する書類や事務手続き等を極力簡素化するとともに、検査・整備(伸長のための点検)日数を短縮するため「保安基準適合標章」の交付方法などを改善すること。

(3). 調査表の回収数を高めるため、指定整備事業者の協力体制を整えるとともに、調査表の記入項目などを簡素化すること。

(4). データ収集後、速やかにデータの調査・分析を行い、農業用に使用する自家用貨物自動車の車検期間の延長を本格実施すること。

3. 自動車の耐久性が向上している実態などを踏まえ、車検及び法定点検等における検査項目等について、より一層簡素化すること。

以 上

2015(平成 27)年 8 月 日

北海道農民連盟
委員長 石川 純雄